

# 令和2年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和2年4月27日（月曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～P 6＞
- 日程第 4 報告第 9 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 6～P 7＞
- 日程第 5 報告第 10 号 専決処分の報告について〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第9号）〕＜P 7＞
- 日程第 6 報告承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号）〕＜P 7～P 8＞
- 日程第 7 報告承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕＜P 8～P 9＞
- 日程第 8 議案第40号 足寄町税条例等の一部を改正する条例＜P 9～P 11＞
- 日程第 9 議案第41号 足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例＜P 11＞
- 日程第 10 議案第42号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例＜P 11～P 13＞
- 日程第 11 議案第43号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 13＞
- 日程第 12 議案第44号 令和2年度足寄町一般会計補正予算（第1号）＜P 14～P 21＞
- 日程第 13 議案第45号 令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）＜P 21＞
- 日程第 14 議案第46号 令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）＜P 21～P 22＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和2年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第2回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、後ほど行政報告をさせていただきますが、まずもって自治労足寄町職員労働組合が取り組むふるさと購買運動に議員の皆様方にも御賛同いただきまして、組合員、役場の管理職、合わせて約1,400万円の商工会商品券により消費喚起が図られ、大変厳しい状況となっております町内の飲食店、小売店などの支援ができるものと深く感謝を申し上げます。

またこの間、婦人ボランティアクラブ、それからまちづくり女性ネットワークなどには手づくりのマスクをつくっていただいたり、提供していただいたり、それから町内の建設業者さんには学童保育所の子供たちを元気づけ、保護者の家計負担軽減と、それから町内の飲食店の支援のために昼食のお弁当を提供していただいたり、それから役場の窓口のビニールの仕切り板といいますか、これをつくっていただいたりということで、多くの方からボランティア、それから地域貢献活動などで御支援をいただいておりますことに改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

国の緊急事態宣言が出されてから約3週間、そして全国に緊急事態宣言が拡大されてから10日間ほどがたつわけでありましてけれ

ども、感染拡大はとまっておりません。町を挙げて感染予防、感染拡大防止に向け取り組んでまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日、御審議いただく議案でございますけれども、車両事故に伴う専決処分の報告2件と令和元年度の一般会計、公共下水道事業特別会計の補正予算の報告承認2件、条例改正に伴う議案4件、補正予算3件を予定してございます。御審議賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、1番多治見亮一君、2番高道洋子君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 本日開催されました、第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は最初に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第9号から報告第10号までの報告を受けます。

次に、報告承認第1号から報告承認第2号と、議案第40号から議案第46号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

#### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告1件を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に対する対策状況について御報告いたします。

令和2年4月7日に、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、7都府県が緊急事態宣言対象地域に指定されました。その後4月16日に全国に緊急事態宣言が出され、5月6日までの期間、緊急事態措置を実施することとされました。また、北海道を含む13都道府県が同日をもって、特定警戒都道府県に指定されたことを受け、北海道では緊急事態措置を発表し、感染防止の徹底、不要不急の外出自粛、3つの密（密閉・密集・密着）の回避、他都府県への往来自粛、札幌市との不要不急の往来自粛、施設の使用停止等、北海道ソーシャルディスタンスの促進、小中

学校の一斉休校などの対応を実施することとなりました。

足寄町においても、国内の感染拡大の収束の見通しが立たない中で、感染予防・拡大防止を第一に町民の生活・経済活動等を維持できるように、現在できる最大限の対応を行いたいと考えております。

次に、足寄町の主な取り組み等について御報告いたします。

まず、町内の各施設の休館等の対応についてですが、北海道の緊急事態措置を受け、町民センターや総合体育館、温水プール、図書館、動物化石博物館、パークゴルフ場、ゲートボール場等の社会教育施設等は4月18日から5月6日まで、銀河ホール21内の会議室、老人憩の家、各コミュニティーセンター、各集落センター等の集会施設、里見が丘公園内のふわふわドームや大型遊具、足湯、キャンプ場、バーベキューハウス等は4月21日から5月6日まで、休館及び利用禁止とすることといたしました。また、当該施設で予定していた事業についても中止することとしております。さらに、道の駅銀河ホール21については、4月29日から5月6日まで休館することとなりました。

次に、小中学校につきましては、北海道教育委員会からの要請に基づき、4月20日から5月6日まで臨時休業とすることとしました。なお、学校再開後の5月7日から8日の2日間は、臨時休業期間の長期化に伴う児童生徒の心身の負担等を考慮し、通常の学校生活に円滑に移行できるよう、午前授業や分散登校を実施することとしております。また、1学期中に予定していた修学旅行のほか運動会、体育祭などの学校行事については、2学期以降に実施の判断をすることとしております。

保育所につきましては、厚生労働省から原則開所の要請もあり、感染予防に留意した上で引き続き児童の受け入れをしておりますが、4月20日から5月6日までは家庭での保育について可能な場合、御協力をいただく

ようお願いをしているところであります。また、学童保育所につきましても、厚生労働省から原則開所の要請があったことから、4月20日から共働き家庭などの小学生全学年の受け入れをしておりますが、学童保育所内での密集状況を避けるために、足寄小学校体育館を使用し、分散保育を行っております。なお、児童館、つどいの広場等については、感染予防のために小学校の臨時休業期間は休業することとしております。

次に、役場庁舎内における業務体制等についてですが、感染防止対策として全職員に対しマスクの着用を指示したほか、窓口に飛沫感染防止対策としてビニールシートを設置しました。また、国は蔓延防止対策として最低7割、極力8割程度の接触機会の提言を目指すこととしていますが、本町においても4月27日から当分の間、職員の在宅勤務を実施することとしました。新型コロナウイルス感染症対策業務や町民生活の維持等に必要な業務等への対応を考慮しつつ、執務室で同時に勤務する職員の人数を半分程度に抑制していくこととしました。そのほか、各種会議等については、延期もしくは中止、または書面会議を行うこととし、やむを得ず開催する場合は短時間・少人数・3つの密を回避する環境で行うこととしています。

なお、本年6月3日から12日までの日程で計画しておりました足寄町とウエタスキウィン市との姉妹提携30周年を記念した代表団・親善使節団派遣事業につきましては、世界的な感染拡大状況もあり、安全確保を考慮し中止することといたしました。

次に、国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当の関係では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給等について、本臨時会において条例改正を提案させていただいております。

続いて、足寄町における国の緊急経済対策に関連した事業について御報告いたします。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金事業についてですが、令和2年3月31日までに

生まれた児童を対象として、特例給付を除く児童手当を受給する世帯に対し、全額国庫補助金を財源に対象児童1人当たり1万円を支給するもので、本町においては809人を見込み、給付金及び事務費について本臨時会に予算計上させていただきました。国からできるだけ迅速に支給することの要請もあるため、予算の議決をいただいた後、5月上旬に支給対象者に通知するとともに、5月中旬から支給の手続を進めてまいります。

次に、特別定額給付金事業についてですが、基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている方1人につき10万円を給付する事業となっております。簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされているため、議会の議決をいただくいとまがない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本町が独自で実施する経済対策等について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大により、売り上げが減少している町内の飲食業・小売業・サービス業等の消費喚起の支援として足寄町商工会が実施するクーポン券発行事業に対して補助を行うこととし、速やかな事業着手を支援するため、予備費から204万円を充用し対応させていただきました。4月22日から24日に、100円3枚つづりクーポン券2種類が各世帯に郵送されております。使用期限は5月8日となっておりますが、緊急事態宣言による不要不急の外出自粛期間と重なることから、5月24日まで利用期限の延長をすることとなっております。

また、感染拡大により影響を受けている町内の飲食業や宿泊業を主に営む事業者へ今後も事業を継続していくための支援として、一律30万円の事業継続緊急支援金を支給することとし、60事業者分1,800万円の補正予算を本臨時会に提案させていただいております。

そのほか、低迷する町内の消費喚起のため、足寄町商工会がプレミアムつき商品券発行事業を検討していることから、町としても支援を行いたいと考えております。内容といたしましては、プレミアム率40%、販売価格は1セット5,000円で、7,000円分の商品券を1世帯2セットまで購入可能とし、6,000セットを発行する計画となっており、プレミアム分1,200万円と印刷経費等を町が補助することで検討しております。また、足寄町商工会から1人につき10万円が給付される特別定額給付金の支給時期に合わせて販売ができないかとの相談があったことから、特別定額給付金事業に関する補正予算とともに専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、事業継続緊急支援金及びプレミアムつき商品券発行事業とも地方創生臨時交付金を財源とする予定をしており、交付上限額が明らかになった時点で、歳入予算の組みかえを予定しております。

以上、足寄町における新型コロナウイルス感染症に対する主な取り組みについて御報告いたしました。今後におきましても国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、関係機関との連携を密にして、感染拡大防止及び町民の皆様の安全・安心の確保に向け、町を挙げて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

### ◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第9号専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第9号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償総額50万2,887円。

2、事故の発生場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、令和2年2月1日午前7時50分ごろ、足寄町南5条6丁目40番地の路上において、建設課車両室の補助職員西東幹造が運転する除雪ドーザが除雪作業中、南川沿通のガードレール付近の雪を除去するため、T字路で方向転換しバックしたところ、後方で停止していた目黒保氏が運転する車両に気づかず衝突し事故となりました。なお、この事故で両者の運転手ともにけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、除雪ドーザの運転手が後方を十分に確認していなかったことが事故の原因となりました。

過失割合につきましては、足寄町が100%、目黒氏がゼロパーセントで、物損事故の示談が令和2年3月17日に成立しましたので、町が目黒氏に対して、損害賠償金として50万2,887円を支払うこととするものでございます。

今後このようなことが起きないように、除雪作業時には周囲の確認を十分行い、安全運転を心がけるように努めてまいります。

なお、3ページに事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第9号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第10号専決処分の報告について〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第9号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第10号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第9号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,186万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第9号で御報告いたしました車両事故に伴います賠償金50万3,000円の歳出計上と、この財源といたしまして車両共済金を同額計上するものでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔（令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号））〕の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、令和元年度末において、町税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、繰入金、繰出金等の変更により、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分した内容について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,666万4,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

18ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第2目下水道費におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして520万円を減額いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

15ページにお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人及び法人町民税を合わせて637万7,000円を計上いたしました。

第2項固定資産税といたしまして123万8,000円を計上いたしました。

第2款地方譲与税におきまして、第1項自動車重量譲与税といたしまして408万9,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第2項地方揮発油譲与税を495万6,000円減額いたしました。

第6款地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金を1,130万1,000円減額いたしました。

17ページをお願いいたします。

第7款自動車取得税交付金におきまして、自動車取得税交付金を253万5,000円減額いたしました。

第8款環境性能割交付金におきまして、環境性能割交付金を706万1,000円減額いたしました。

第10款地方特例交付金におきまして、子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして1,927万8,000円を計上いたしました。

第11款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして7,004万8,000円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を8,082万8,000円減額いたしました。

12ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加3件をお願いいたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

15ページをお開きください。

15ページから18ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、12ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第10号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

## ◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔（令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））〕の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、令和元年度末において、繰入金、町債の変更により、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した補正予算の内容について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）。

歳入歳出の総額に変更はなく、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳入。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして520万円を減額いたしました。

第7款町債におきまして、公共下水道事業債といたしまして520万円を計上いたしました。

20ページにお戻り願います。

第2表地方債補正におきまして、1件の変更をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます

ますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

22ページをお開きください。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、20ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

#### ◎ 議案第40号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第4

0号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第40号足寄町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が、令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことから税条例等の一部を改正するものでございます。

基本的には法令の改正に準じた改正でございまして、条項が変わったことによる引用条項の改正や新規条項の追加、元号が変わったことによる適用日の改正など、逐一条例の改め文の朗読は省略させていただきますことを御容赦願ひまして、主な改正内容について御説明申し上げます。

議案書23ページ、左側をごらんください。

改め文第1条中の第24条の改正につきましては、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子、前年の総所得が48万円以下という条件がございしますが、を有し、合計所得額が500万円以下と規定した上で、男性の寡夫、未婚のひとり親も女性の特別寡婦控除と同額とするものでございます。

また、同ページ左側下段の第54条第5項の追加は、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかにならない場合に、事前にその固定資産の使用者に通知した上で、使用者を所有者をみなして固定資産税を課することができることとする改正でございまして。

また、23ページ右側の第74条の3の追加は、町内の固定資産について登記簿上の所

有者が死亡している場合、現に所有している相続人等の申告を制度化するものでございます。

こうした改正以外にも軽量葉巻たばこの課税方式の見直し、附則の改正では延滞金の特例基準割合の見直し、肉用牛の売却所得の課税免除措置の3年間延長、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例に関する改正もなされております。

25ページ右側下段をごらん願います。

附則でございしますが、基本的に第1条ではこの条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとなっておりますが、たばこ税に関する規定は令和2年10月1日、ひとり親、男性の寡夫に関する規定は令和3年1月1日からの適用など、細かく規定しているところでございます。

議案書28ページから51ページまで、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願ひます。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第40号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第41号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第41号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第41号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書52ページをお開き願います。

改正理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が昨年12月に中国において確認されて以来、世界的な規模で感染が拡大しており、新型コロナウイルス感染症対策本部ではこれに対する緊急対策として、令和2年2月13日に第一弾を、3月10日に国内感染の拡大から第二弾を発表したところでございます。

第二弾の緊急対策の中で、後期高齢者医療に加入する給与所得者、被用者になりますけれども、対しまして、傷病手当金の支給について示されました。後期高齢者医療制度の根拠法令であります高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項では、傷病手当金を任意給付とする規定がございますが、北海道後期高齢者医療広域連合は北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の中で、傷病手当金の支給を規定しておりませんでしたので、4月10日にこの一部改正条例を公布し、傷病手当金について支給することといたしましたことから、本町で制定している足寄町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書52ページの改め文をごらん願います。

改正内容といたしましては、第2条第7号の次に1号を加え、北海道後期高齢者医療広域連合の給付の事務として、傷病手当金の支給に関する受け付け事務を加えるものでございます。

議案書53ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第41号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第42号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第42号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第42号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書54ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症は昨年12月に中国において確認されて以来、世界的な規模で感染が拡大しており、3月10日に第二弾の緊急対策が発表されたところでございます。

この二弾の緊急対策の中で、後期高齢者医療同様、国民健康保険においても新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが盛り込まれました。

国民健康保険法第58条第2項には傷病手当金に関する規定があり、国民健康保険を運営する市町村の財政事情に応じてその支給は任意とされており、本町の条例にはその規定を盛り込んでおりませんでした。

今回の傷病手当金支給の趣旨は、新型コロナウイルスに感染、あるいは感染の疑いがあることにより休業を余儀なくされる国民健康保険に加入する給与所得者、被用者について収入が全く皆無になることがないように傷病手当金を支給することで、感染拡大抑制のため休みやすい環境を整えることが重要と考えられたものでございます。

傷病手当金は任意給付であるため、本来市町村の自己負担とされるべきものですが、今回の新型コロナウイルス感染症に起因する傷病手当金については、国の財源補填もあることから時限的な取り組みではございますが、傷病手当金を支給できる体制を整えるため、条例改正を行うものでございます。あわせて関係予算についても提案させていただいておりますことを申し添えておきます。

改正の内容について御説明したいと存じま

す。

議案書54ページをごらん願います。

改正の内容につきましては、時限的な措置でありますことから、制定附則に必要な条項を挿入させていただき、附則第2条第1項では傷病手当金の支給の起算日と支給対象日数について、第2項で支給額の算定方法、第3項で病状の重篤化による入院も想定して支給する期間を、第3条以下の条項では想定される支給額の調整等について規定しているものでございます。

附則として、この条例は令和2年1月1日から適用することとし、適用期限については別に規則で定めるものとしております。

55ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第42号足寄町国民健康

保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第43号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第43号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第43号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書56ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、第2条第2項に規定する基礎課税額の上限額を61万円から63万円に引き上げ、同条第4項に規定する介護納付金課税額の上限を16万円から17万円に引き上げるもので、国民健康保険税の増収を図ることで財政の安定化を図るというものでございます。

次に第23条の改正は、第2条の賦課上限額に関する改正部分を引用しているため、これを改正して第2条と同じ金額とし、同条第2号と第3号の改正は国民健康保険税の軽減の基準についての改正で、第2号は均等割、平等割5割軽減の対象となる軽減判定所得、第3号は均等割、平等割2割軽減の対象となる軽減判定所得のそれぞれの引き上げを行うため、基礎控除額33万円に加算する被保険者1人当たりの額を引き上げ、低所得者層の負担の軽減を図るものでございます。

附則第4項、第5項の改正は、土地区画整理事業等の施行区域内の土地の譲渡に係る課税の特例を追加するものでございます。

附則についてですが、この条例は公布の日

から施行し令和2年4月1日から、先ほどの附則第4項、第5項の改正については土地基本法等の一部を改正する法律の施行日の属する翌年の1月1日としております。

経過措置といたしまして、令和元年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを規定しております。

なお、議案書57ページから58ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、本条例の改正に関する提案理由とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第43号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第44号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第44号令和2年度足寄町一般会計補正予算

(第1号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第44号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第44号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,396万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億323万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業といたしまして、子育て世帯臨時特別給付金809万円など、合わせて883万8,000円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、感染症対策事業といたしまして、消耗品費233万2,000円など、合わせて411万3,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、事業継続緊急支援金といたしまして1,800万円を計上いたしました。

第14款予備費におきまして、204万円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページにお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、子育て特別給付金給付事業費国庫補助金、給付事務費国庫補助金、合わせて883万8,000

円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして2,513万円を計上いたしました。

以上で、議案第44号令和2年度足寄町一般会計補正予算(第1号)の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから11ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

6番。

○6番(熊澤芳潔君) 8ページの衛生費の中で、ここで411万3,000円の上がってますけれども、内容と、利用の内容とどういったものを買うのか、お願いいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) ただいまの熊澤議員の御質問にお答えいたします。

感染症対策事業の予算のほうですけれども、一般需用費の消耗品におきましては、使い捨てマスクとか防護服等の購入を予定をしております。医薬材料費につきましては、主にアルコールというふうになっております。

次に手数料につきましては、例えば啓発用の新聞折り込みの手数料ですとか、また万が一何か消毒作業とかが発生した場合に、就労センター等をお願いして消毒作業等やっていたりするような手数料を計上しております。

以上です。

○議長(吉田敏男君) 6番。

○6番(熊澤芳潔君) 今回の緊急事態に備えるような形の利用ということではないのですか。そこら辺のことではどういう考えでいるのか、ちょっとお知らせ願います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 全体的な経費といたしましては、今現在備蓄は多少ございま

すけれども、手に入りにくい状況というの  
もございますし、今後必要に応じて備蓄した  
ものを使用していくこともあると思います  
ので、今後購入をしていく予算というふう  
に思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回の事業継続緊急  
支援金に対してなのですけれども、これ1,  
800万円、先ほどちょっと説明がございま  
したが、これについてももう少し詳しい御説明  
をお願いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま  
す。

この事業継続緊急支援金ということで、経  
過含めてお話をさせていただきます。

まずもって、北海道の緊急事態宣言、国含  
めて、基本的にコロナウイルスによって町内  
小規模事業者の受けている影響というのはか  
なり大きく出てきているのかなと。そこで、  
いわゆる著しく感染症に対する影響を、いわ  
ゆる売り上げ減少だとか、そういったこと  
が、減少が起きている事業者、これについて  
商工会並びに、3月に入ってなのですけれど  
も、商工会並びに金融機関とも打ち合わせを  
しながら、協議をしながら進めてきておりま  
す。その中でもやはり影響を受けているのが  
飲食業、スナック、それと宿泊業、そこと町  
内飲食店だとかそういったところにお酒を卸  
している事業者さん、ここが一番大きく影響  
を受けているということからその事業者に  
対して、いわゆる商工会からの情報だとか料  
飲店からの情報を仕入れて調べたところ、約  
60事業者が該当、対象となるのではないか  
ということで、この数についてもやはり見落  
としということも出てくるということもある  
ので、多少ちょっとゆとりを持って見ており  
ますけれども、何せ先ほど町長の行政報告の  
中でもおっしゃっていましたがけれども、この

感染拡大により影響を受けている町内の飲食  
業、宿泊業を主に営む事業者、今後の事業継  
続していく上でもやはり対策、支援をしてい  
かなければならないということで、一律30  
万円をまず緊急的にその事業者に対する支援  
を行って、少しでも心が安まるというか、安  
心できるようなスタイルというかな、環境を  
まずはつくっていかねばならないのでは  
ないかということ協議して、今回臨時で  
もって予算を計上させていただくことになり  
ました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回のこの緊急支  
援、非常にありがたいお話だと私は思ってい  
ます。しかし、ちょっと時期が遅かったのか  
な、遅かったかなという言い方変ですけれど  
も、もっと早目にこの緊急対策を臨時議会開  
いていただいてやっていただいてもよかった  
のかな。これ現実いつぐらいに支給されるの  
か。そして、こういうこの第二弾なり、第三  
弾なりという、今後コロナウイルスがこのま  
ま収束するとはちょっと思いにくい部分があ  
ります。その辺のところの町のお考え方と  
してはどういう考えをお持ちなのか、お伺い  
をいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま  
す。

この事業、緊急事業支援金の支払いという  
ことも含めての手続なのですけれども、この  
議会が議決後、速やかに対象事業者のほうに  
関係書類を郵送して返信していただきます。  
一番早くお手元に入る時期については、5月  
15日に入る、どうしても連休がありますの  
で、速やかに対処したいと思うのですけれど  
も、やはり5月7、8、その部分と、あと速  
やかということでも5月15日から  
お手元のほうに入るようなスケジュールで考  
えております。あとは随時というか、うちの  
ほうでは5月20日、5月28日で、最後  
には6月10日何日かな、に事業者さんのほうの

お手元に入るといふことで、今スケジュール感はそういう形でもって進めさせていただき予定でございます。

以上でございます。

あと、継続事業については、町長のほうから。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回の事業継続緊急支援金でございますけれども、時期ちょっと遅いのではないかというお話もございましたけれども、これまで商工会さんですとか、それから料飲店組合さん、そういったところと意見交換をしながら進めてきたところでありまして。そのほかに事務レベルで、うちの役場の経済課とそれから商工会さん、それから金融機関さんとも何度か意見交換しながら、そういった形の中で支援をどうしていくのかという部分も含めて話をしてきたところでありまして。

そういった中で、今一番やっぱり大変な状況になっているというのは飲食店さんが、それから宿泊業さん、そういったところを営んでいらっしゃる方たちがやっぱり一番厳しい状況ですよというお話を聞きました。3月、4月このあたりが非常に厳しいけれども、それぞれ今までの蓄え等があるので、それで何とかしのげるのではないだろうか。ただ、これがやっぱり期間がどんどん延びていくと、長くなっていくと、やっぱりかなり厳しいよというお話をいただきました。そういった意味で、今回緊急支援というような形で予算を計上させていただいたところでありまして。

やはりこの後どうなっていくのかというのは、なかなか先行きが、見通しが立たないところでありまして。今のところ5月6日までということにはなっていますけれども、最近の新聞、それからテレビ等を見ますと、専門家の方たちのお話など聞いても、なかなか5月6日でそれでは終わりというような状況ではないよというようなお話もされていますし、これは少し長期化するのではないかと

うようなお話もございます。

そういった意味で、やはりこの後、今回のこれで終わりという、これが一番いいのですけれども、この後については、先ほど申し上げましたプレミアム商品券、そういったものを少しでも消費の喚起ができれば、そういった部分で商工業者さんたちの消費の喚起が図られるなというように思っておりますけれども、やはり期間がどんどん長くなれば、やはり長期的にやっぱり見ていかなくてはならないのかなと思っておりますし、そういった部分で、この後商工会さん、それからいろいろなところとお話、金融機関さんだとかも含めてお話をしながら進めていかなければならないというように思っているところでありまして。

やっぱり一定程度、これが半年続いたらどうなるのかだとか、1年間続いたらどうなるのかなとか、やっぱりいろいろと想定しながら考えていかなくてはならないのかなというように思っています。商工会さんともちょっとお話ししましたけれども、やっぱり本当に実態はどうなのだろうかといった部分もやっぱりきちんと聞き取り調査をしながら進めていきたいというようなお話もいただきましたので、そういうものも含めて、今後の部分についてはやはり長期的にやっぱり見なければならぬのかなと思っておりますので、一定の期間見ながら、そのときそのときの状況見ながら、支援について検討していかなければならないなというように考えておまして、また議会の皆さん方にもお願いをして御協力いただければというように思っているところでありまして。先ほど申し上げましたプレミアムつき商品券でありますけれども、これも本当に金額、大きな金額で専決でお願いしたいという、非常に乱暴なお願いを先ほどさせていただきましたけれども、やはり時期というものもやっぱり必要な、ここに必要だよという時期というのがやっぱりあるのかなというように思っておりますし、そういった部分で本当に乱暴なお願いですけれども、専決処分だと

か臨機応変にとっても、やっぱり議会の皆さん方もきちんと御理解いただけるようにきちんとしながら進めていきたいというように思っておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね。今現状としてももう既に休業されている方がいらっしゃると思います。その方が家賃だとか、光熱費だとか、固定費というのが常にかかってくる状態になってます。30万円たしかに非常にありがたい。ですけれども、これ長期化する可能性があるとなった中で、その30万円ではもう足りないという場面も出てくる可能性がある。そのときに、その業者さんがやめてしまうのか、もしくはお金を借りて事業を継続しようとしていくのかという状態にもなっていくのだと。その中で、やはり町として金融機関さん、もしくは商工会と打ち合わせをして利息補填をするだとか、そういうこともきちんと視野に入れながらこの事業を、このコロナの対策に対してしっかりと対策を打っていただきたいと、そのように考えております。

やはり、コロナで病気にかかってしまうということも、この先本当にあり得ることだと私は思ってます。ですけれども、足寄町の飲食店の方々、第三次産業の方々という方々が事業を継続できなくなってしまうということも、これも非常に痛みになっていくのだというふうに思ってます。この人方がしっかりとこの後も事業を継続できるように、町としてしっかりと支援を差し伸べていくということが僕は必要なのだと、そういうふうに思っております。

足寄町の、皆さん本当に自分たちで商売やられている方は一生懸命テイクアウトを事業に進んでいたりだとか、いろいろなネットを使っていろいろなことをアピールしてお客さんをお呼びするというふうにしたりと、その中に私たちがその人たちの気持ちを酌んで

食事に行ったりだとか、テイクアウトのものを買ったりだとか、しかしもう休業しなさいという形になってしまった今ではそれすらもできない。そのときに私たちがしっかりと共助で手を差し伸べていかないと、彼らが生き延びていくことができないということは本当に大変なことになっていくのだと、私は思っています。そのことに関して、町長どう思うように思われているか、しっかりと町民の方々にアピールをしていただきたいなと、そういうふうに思っておりますが、町長の御意見をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり今この時期、やはり経済も当然大切ですし、それから感染予防にも非常に大切な時期なのだろうというふうに思っています。

今どちらかといえば、やはり感染予防、これ以上新型コロナウイルスを蔓延させないようにというのが一番大事な時期なのだろうというふうに思っています。

そういった意味で、少し経済活動ちょっと停滞するかもしれませんが、今やっておかないとこういうこのことが、先ほども本当に半年だとか1年だとかという話もさせていただきましたけれども、どこまで続いていくのかわからないというところで、こんな状況がずっと続いていって本当に大丈夫なのかと非常に思ってます。そういった意味では、やはり今何とかこの蔓延をとめなければならぬということが、まずはやっぱり大事なのかなというふうに思っています。

やっぱりその後、その蔓延がとまって経済活動、みんなどこにでも自由に出ていたりとかできるねというときに、本当に行く場所がなくなっているということがないようにやっぱりしなければならぬのかなというように、そこも思っています。

そういった意味で、まずはやっぱりまず自分が新型コロナウイルスにかからない、それから人にもうつさない、これをまずは第一に皆さんも考えていただいて行動していただく

というのがまず大事ですし、それがやっぱり前提にその後のことを考えていけば、やはりそういう事業者さんに対する支援、そういったものがなければ本当におっしゃるとおり、さあ、みんなで自由に出て歩けますよといったときにどこにも行くところがなくなっただとかというようなことがないように、やはりしていかなければならないだろうというように思っています。

ですから、やはりただなかなかやっぱり簡単にこれが、では5月6日だとか、5月30日でだとか、何か時期を切っていつだったらこれが終わるだとかというのはなかなか今言えないような状況でありますから、そういった意味では先行きがなかなか見えない、そういった部分を見ながら、そういうことも頭の中に入れながら、今後の対策を進めていかなければならないだろうなというように思っています。

なかなか今言うと、なかなか暗い話になってしまうけれども、先ですね、これを何とか新型コロナを克服して、その後明るい未来をとるようになるべきというように思っています。そういった思いで今後も進めていきたいなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ただいま、これ関連になると思うのですが、ただいま商工の振興費のことで出てたわけなんですけれども、これやはり農業振興、これについても今大変なことになってきているということでもあります。例えば、学校ももう何日も、小学校から高校まで本当にもう休んでいるということになれば、牛乳の消化、これがやっぱりできてないということで、ニュースでは1本飲んでる人が2本飲んでくださいよといっても、そう簡単には消費はできないのだと、そんなふうにするわけでありまして。

それからまた足寄町は何だかんだいって

も、第一次産業の農業と林業だという形の中で、肉、これについてももうまず消化ができていないということになっている。その中で、足寄町これから先、様子を見ながら進んでいかなければならないのだと思うのですが、それでも、そこで農業に本当に負担していくということになったとしたら、これ大変なことになると思うのですよ。そこでやはり町長初め皆さんに、国にも働きかけていただきながら進んでいくというようなことも考えていただかなければならないのではないかと、いうふうにするわけなのではあるけれども、その辺について伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 農業関係についても働き手がなかなかいないという部分で、労働力の不足だとかというのは言われてますし、それから飲用牛乳が、学校給食が、今学校が休んでいるということで消費が少なくなっているだとか、それを加工用にしなければならぬだとか、いろいろな報道も出ています。それから、牛肉を学校給食に使ってはどうか、それは学校が始まってからの話だと思えますけれども、そんなようなことも言われてますけれども、やはりこうやって経済状況が悪くなれば、当然消費されるものも少なくなってくる部分というのはやっぱりいっぱいあるのかなというように思っています。

そういった意味で、なかなか今こういう状況ですので、なかなか出て歩いて、要望に歩いてだとかというようなことはなかなか難しいような状況でありますけれども、それぞれの団体も今の消費の拡大なども含めて、それから医療も含めて、農業関係についてもやはり今後やはり一番大事なものは食料ですから、きちんと日本の国の中で食料がきちんとつくられていかないと、本当にこういう状況になってだんだん、これが今世界中の話ですので、日本みたいに食料を輸入しているような国についてはそういう輸送だとか、物の輸送だとかそういったものもこれから本当にどうなっていくのかといった部分なども含めて、

やはり考えていかなければならない部分もありますので、今後に向けては要望、できるところでは要望していかなければならないというように、国がやっぱりやらなければならぬということもやっぱりありますので、町村だとか道だとかだけではできない部分などもありますので、そういった部分は国にやはり率先してやっていただかなければならないという部分がありますから、そういったところは今後要望できるところで要望していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 今町長からそんなお話をいただいたわけなんですけれども、私はやっぱりこれから先、本当からいったらもうそろそろ収束をして、これからゴールデンウィークあたりは皆さんで本当に旅行などできるのかなと、そう思っていたわけなのだけれども、思った以上に収束はしてないということでもあります。

そしてまたこれから先どういうふうになるのかなと。まだ収束してしてないわけですから、これからもひょっとしたらふえていく可能性もある。そうなってくると本当に皆さん心配だなということがあろうかと思うのですよね。

これから先に、例えば万が一ふえていってしまおうと、これが本当に夏まで、そしてまた秋までもふえていくということになったときには、どういうふうな足寄町としてどういう考えをしているのか。例えば、町民1人に1万円ずつ出すとか、もしくは5万円出すとか10万円出すとか、そういうことぐらいも考えていかなければならない可能性だってあるのではないかと、私は思うわけなのですが、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはりコロナウイルスの関係でいくとやはりワクチンができてだとか、それから有効な薬ができてだとか、それから何か6割、7割ぐらいの人たちがそれ

ぞれ免疫が持っているようになれば感染というのはとまってくるだとか言われてますけれども、なかなかこの先どうなっていくのかというのはやっぱり見えないところでありませぬ。なので、先ほども言ったように、長期化する可能性もあるのかなというように思っているところでもあります。

ただ今お話あったように、町民の人方一人一人に幾らとかというようなことについては、やはりちょっとそれはなかなか簡単にできることではないのかなというように思っておりますので、なかなか難しいかなというように思ってます。

やはり必要な、今回定額給付金ですか、特別定額給付金ということで、国のほうから1人につき10万円だとかということで支給がされておりますけれども、やはりそういったところで国からの支給がされているということで、町からこの後そういうこれに似たような形の給付をするだとかということは、今のところは考えていないというところでありませぬ。

やはりこの後はやはりどうしても必要などころに必要な支援をとというような形に、やはりならざるを得ないかなというように考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 町長さんのお話を聞きまして、今町がやろうとしている60事業者分の一律30万円、もっと早く町民に出してもらいたかったなと、こういうふうにできるのではないかということ、非常に商工業もそうですし、町民全員学校のこともあります。お母様たちの不安もかなり高まっているみたいなので、町としての今の取り組み、町長の御意見、そういうものをもっと発信してもらいたいと思うのです。どうなるんだろう、足寄町大丈夫なのかしら。今多分そういう思いでいっぱいだと思うのですね。小出し

で構いません。少しずつで構わないので、その都度その都度の渡辺町長の御意見、それを町民に発信していただけたらなと、私は一町民としてそう思います。どうでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 私個人から出すということではなくて、町から防災無線であったり広報であったり、いろいろな形で、今こういうことで取り組んでますよということ発信をさせていただいてます。それ、町長個人の名前で出すということではなくて、町としてはこういう取り組みしてますよということが、言ってみれば、その足寄町の長である私の今発信している部分ですよというような意味合いで出しているつもりであります。

知事だとか、北海道知事だとかが記者会見だとかそうやってするところ、そういう場面もありますけれども、そういうところではなくて、いろいろな形で町から出しているものというのは私から出しているものということで、私としては捉えていますので、私個人がどこかで発信する、いろいろなところで今なかなか御挨拶に行ったりだとかする機会もないのですけれども、いろいろなところでお話しさせていただき、そういう機会があればそういったところでお話もできますけれども、なかなかそういう機会も今ないということで、そういう町から発信されるいろいろな媒体の中で町から出されているもの、そういったものが足寄町を代表する私から出ているものという、私としてはそういう捉え方あります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） わかるのですが、今かなり不安に思っている町民をやはり少し不安を改善するというか、そういうことをするためにはやっぱり強いリーダーシップが私は必要だと思う。町の行政から出されるのと、渡辺町長がしっかりと出してくださるのはやはり受けとめ方は違うのではないかと思うのですがいかがでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 私としては、私が例えば北海道知事みたいに記者会見の場もあるわけではないですから、発信するところというのはなかなか限られてくるのだと思います。そういった中で、私がどこかで、どこで発信をするのかというのは今のところちょっとないわけでありましてけれども、そういった部分で、今言ったような中身で、足寄町役場から発信されているもの、これについては私が発信しているということでもありますので、そういう捉え方に私としてはなるのかなというように思っています。私の名前をどこか下のほうに名前書いて出せば、それは私から出たものだというようになるのかもしれませんが、私としてはそういうことではなくて、やはりいろいろな形の中で、足寄町役場から発信されているものは、私から発信しているものと。だから、出たものに対する責任というのは私のほうにあるわけでありまして、最終的な責任というのは私にあるわけですから、という考え方で私としては思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） できれば、ではホームページに渡辺町長のお顔を出していただいて、渡辺町長のお言葉で少しずつでも情報を出していただけたらなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから、議案第44号令と2年度足寄町

一般会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第44号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第45号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第45号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第45号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます

補正予算つづり13ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億44万1,000円とするものでございます。

18ページをお開き願います。

中段ほどに歳出がございまして。

歳出より御説明申し上げます。

第2款保険給付費、第2項傷病手当金、第1目傷病手当金におきまして106万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

歳入の上段をごらん願います。

第3款道支出金、第1項道補助金、第1目保険給付費等交付金におきまして、保険給付費等交付金（特別交付金）106万6,000円を。

第6款諸収入、第4項雑入、第3目雑入におきまして、傷病手当金徴収金として1,000円を計上いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

18ページをお開きください。

18ページから19ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第45号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第46号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第46号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第46号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます

補正予算つづり21ページをお願いいたします。

令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ55万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,580万2,000円とするものでございます。

歳出について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

第3款水道工事費、第1項水道工事費、第1目水道工事費、第12節委託料におきまして、足寄簡易水道上足寄地区浄水場管理道路用地測量業務といたしまして55万6,000円の計上をお願いするものでございます。

補正予算の理由でございますが、足寄簡易水道上足寄地区浄水場管理道路として、一部民有地を通過していた箇所について、管理用道路用地として寄附をしていただけることとなり、その用地にかかる分筆測量を行うためのものでございます。

次に歳入について申し上げます。

第2款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金といたしまして55万6,000円の計上をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

26ページをお開きください。

26ページから27ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第46号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時45分 閉会

令和2年第2回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員